

平成 29 年度自動車騒音の常時監視結果について

那覇市では、騒音規制法に基づいて自動車交通騒音の常時監視を行っており、平成 29 年度の環境基準達成状況の評価結果をまとめましたので、公表します。

1 概要

自動車交通騒音の常時監視は、騒音規制法第 18 条に基づき都道府県が自動車騒音の状況を監視し、同法第 19 条において結果を公表するものとされています。那覇市でも平成 24 年度から自動車交通騒音の常時監視を行っています。

この自動車騒音常時監視では、「騒音に係る環境基準（平成 10 年環境庁告示第 64 号）」に基づいて、自動車騒音の影響がある道路に面する地域における環境基準の達成状況の評価を実施しています。

当監視では、「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について（平成 23 年 9 月 14 日付け環境省環境管理局長通知）」に基づき実施計画を策定し、原則、5 年間で監視の対象となる地域全体の評価を行うこととしています。

2 評価対象道路

平成 29 年度は、幹線道路 9 区間（延長 8.6 km）に面する地域について、5,271 戸の住居等を対象に騒音に係る環境基準の達成状況の評価を行いました。（評価区間および騒音測定地点は表 1 および図 1 参照）



図 1 評価区間図および騒音測定地点

表1 評価区間および騒音測定地点一覧

道路 種別	注. 1、注. 2 道路 番号	注. 3 評価 年度	注. 4 調査通No.	道路種別	路線番号	路線名	車線数	注. 5 評価区間番号	注. 6 騒音測定 結果	注. 7 他の区間の 測定結果採用	注. 8 測定 地点番号	評価区間の始点と終点の交差路線（始点～終点）	評価延長 (km)	備考
国 道	N-1	H29	3	一般国道	329	一般国道329号	4	2015-10620-1	●		No. 1	一般国道507号 ～ 一般国道507号	0. 9	
	N-2		5	一般国道	330	一般国道330号	4	2015-10870-1	●		No. 2	浦添市・那覇市境～那覇糸満線	0. 6	
	P-1		21	主要地方道	29	那覇北中城線	3	2015-40190-1		○	(No. 3)	一般国道58号～県道39号線	1. 3	
県 道	P-2	H29	22	主要地方道	29	那覇北中城線	3	2015-40210-1	●		No. 3	一般国道330号～県道50号線	1. 2	
	P-3		23	主要地方道	29	那覇北中城線	3	2015-40220-1		○	(No. 4)	県道50号線～県道28号線	0. 5	
	P-4		24	主要地方道	29	那覇北中城線	2	2015-40230-1	●		No. 4	県道28号線～那覇糸満線	1. 3	
	P-5		25	主要地方道	29	那覇北中城線	2	2015-40240-1	●		No. 5	那覇糸満線～県道155号線	0. 9	
	P-6		26	主要地方道	29	那覇北中城線	2	2015-40250-1	●		No. 6	県道155号線～那覇市・西原町境	0. 3	
	M-1		44	1級市道	0157	天久安里線	4	2015-100157-1	●		No. 7	一般国道58号～一般国道330号	1. 6	
市 道														

注. 1 当該業務で評価区間を区別するために設定した。
. 2 N：国道(national road) P：県道(Prefectural road) M：市道(Municipal road)を示す。
. 3 センタリング計画で評価が予定されていた年度である。
. 4 センタリング計画で各評価区間に割当てられた評価区間番号を示す。
. 5 当該業務における評価区間番号である。
. 6 当該業務内において自動車騒音の測定を行う区間を●で示す。
. 7 他の区間の騒音測定結果を適用する区間を○で示す。
. 8 当該業務における測定地点番号である。他の評価区間の測定結果を適用した測定地点番号を括弧内に示す。

3 評価方法（面的評価）

自動車騒音の常時監視は、評価区間（※1）を代表する地点で測定した騒音レベルから、各住居等（※2）の道路からの距離減衰や建物（群）の遮へいによる減衰等を考慮した推計式に基づき、幹線交通を担う道路（※3）の沿道（道路両端）から 50m までの範囲にある個々の住居等が受ける騒音レベルを算出し、評価区間内における全住居等のうち環境基準を超過する戸数及び超過する割合により評価することとされています（以下「面的評価」といいます。）。

※1「評価区間」とは、評価の実施にあたり、監視の対象となる道路を自動車の運行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせる区間に分割したものをいいます。

※2「住居等」とは、住居、病院、学校等をいいます。

※3「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の市町村道をいいます。

4 ローテーション

平成 18 年度より、環境省における事務処理基準の改正に伴い監視地域に関する基礎調査の実施頻度が明記され、効率的に適切な事務の遂行、ローテーションで評価区間を評価することが可能となりました。ここで、ローテーションとは、図 2 に示すとおり、過年度で報告された評価結果のうち、報告可能なものについては各年度の報告に含めるという考え方です。那覇市で監視する必要がある評価区間の評価が一通り完了し、ローテーションが一巡した以降の評価結果は、地域全体の評価結果となり、環境改善状況の経年変化等を適切に把握することができます。

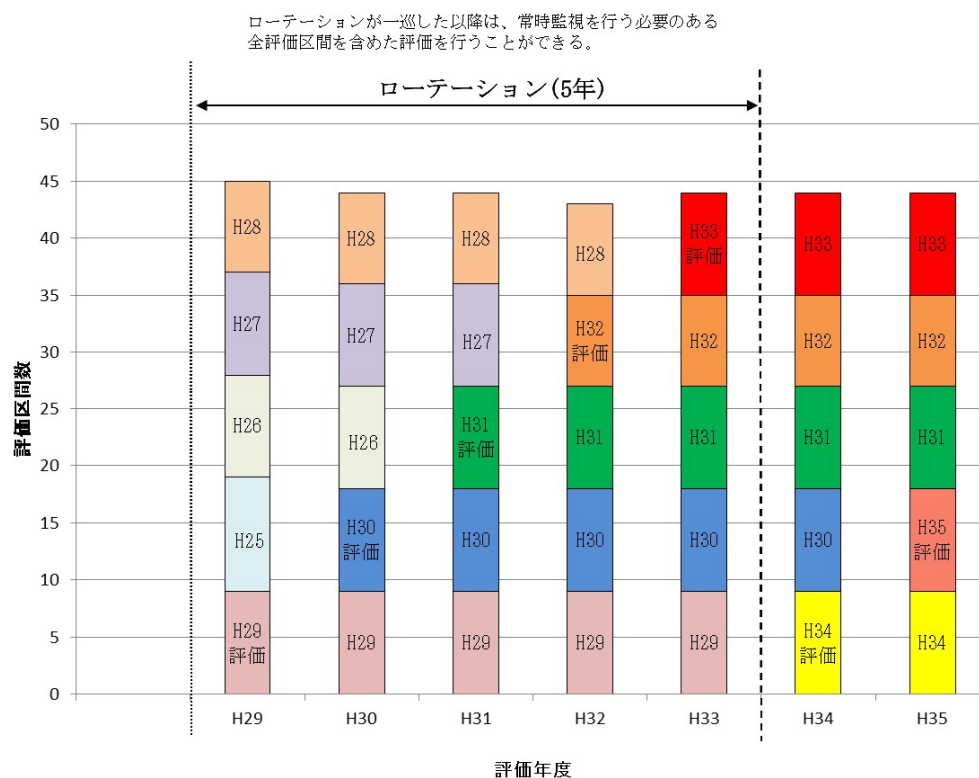


図 2 ローテーションの考え方

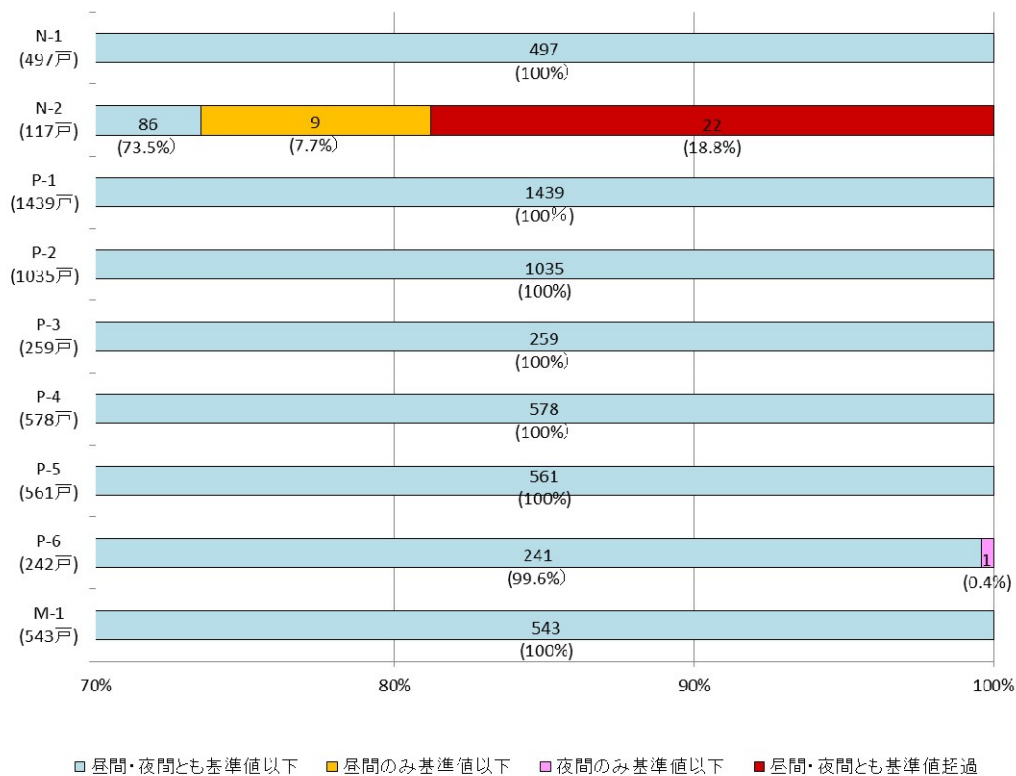
以下平成 29 年度に実施した、9 区間の評価結果を報告します。

5 環境基準達成状況

(1) 各区間別の状況

平成 29 年度に面的評価を行った 9 区間（詳細は表 1 参照）の結果は、基準値超過状況が「昼間のみ基準値以下」となった住居等が N-2 で 9 戸 (7.7%) あり、「夜間のみ基準値以下」となった住居等が P-6 で 1 戸 (0.4%) あり、「昼間・夜間とも基準値超過」となった住居等が N-2 で 22 戸 (18.8%) ありました。

上記以外の評価区間の住居等は、すべて昼間・夜間ともに環境基準を満たす結果となった。(図 3 参照)



注. 1 グラフ内の数字および括弧内の数字は、それぞれ住居等戸数と全体に対する割合を示します。

. 2 また、割合の合計は四捨五入により、100%にならない場合があります。

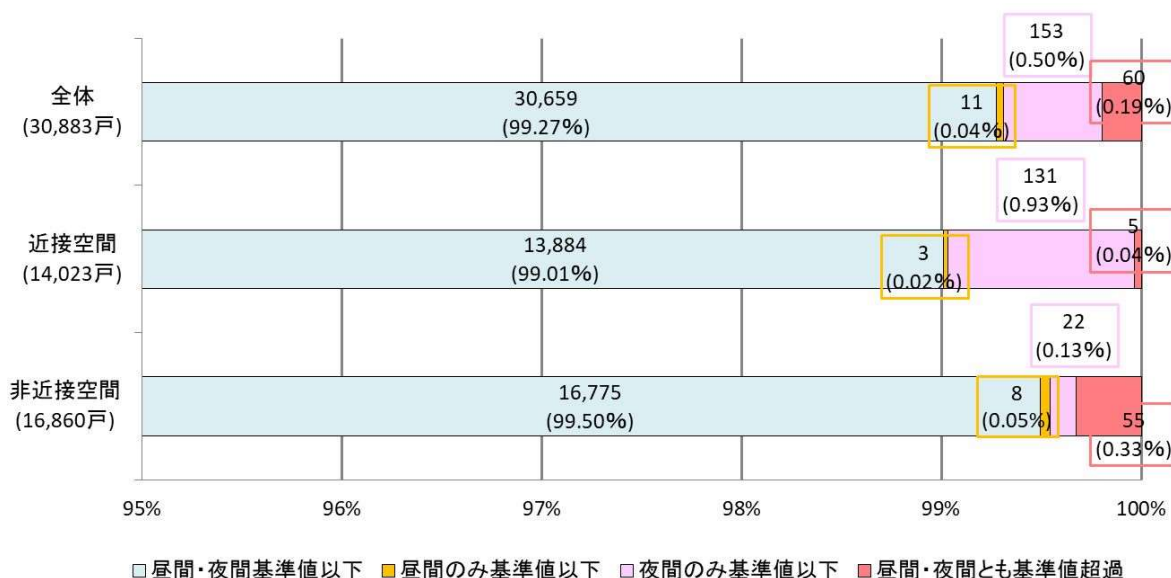
図 3 評価区間別の環境基準達成状況

(2) 全体の状況

今年度に更新された9評価区間により、那覇市において、評価区間延長 57.6km、45 評価区間の面的評価が完了しました。

これまでに評価を行った計 30,883 戸（近接空間戸数 14,023 戸、非近接空間戸数 16,860 戸）の住居等の環境基準達成状況は図.4 のとおりです。

- ① 全体の環境基準達成状況は、全体の 30,659 戸(99.27%)の住居等が昼間・夜間ともに環境基準を満たしていました。環境基準の超過状況については、11 戸(0.04%)の住居等が「昼間のみ基準値以下」、153 戸(0.50%)の住居等が「夜間のみ基準値以下」、60 戸(0.19%)の住居等が「昼間・夜間とも基準値超過」していました。
- ② 近接空間では、全体の 13,884 戸(99.01%)の住居等が昼間・夜間ともに環境基準を満たしていました。環境基準の超過状況については、3 戸(0.02%)の住居等が「昼間のみ基準値以下」、131 戸(0.93%)の住居等が「夜間のみ基準値以下」、5 戸(0.04%)の住居等が「昼間・夜間とも基準値超過」していました。
- ③ 非近接空間では、全体の 16,775 戸(99.50%)の住居等が昼間・夜間ともに環境基準を満たしていました。環境基準の超過状況については、8 戸(0.05%)の住居等が「昼間のみ基準値以下」、22 戸(0.13%)の住居等が「夜間のみ基準値以下」、55 戸(0.33%)の住居等が「昼間・夜間とも基準値超過」していました。



注.1 グラフ内の数字および括弧内の数字は、それぞれ住居等戸数と全体に対する割合を示します。

.2 また、割合の合計は四捨五入により、100%にならない場合があります。

.3 近接空間、非近接空間は以下の別添資料2で説明します。

図.4 全体および近接空間・非近接空間における環境基準の達成状況

別添資料 1

騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づく、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持されることが望ましい基準（以下、「環境基準」といいます。）のことをいいます。

一般地域

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- 注) 1 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
- 2 AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

道路に面する地域

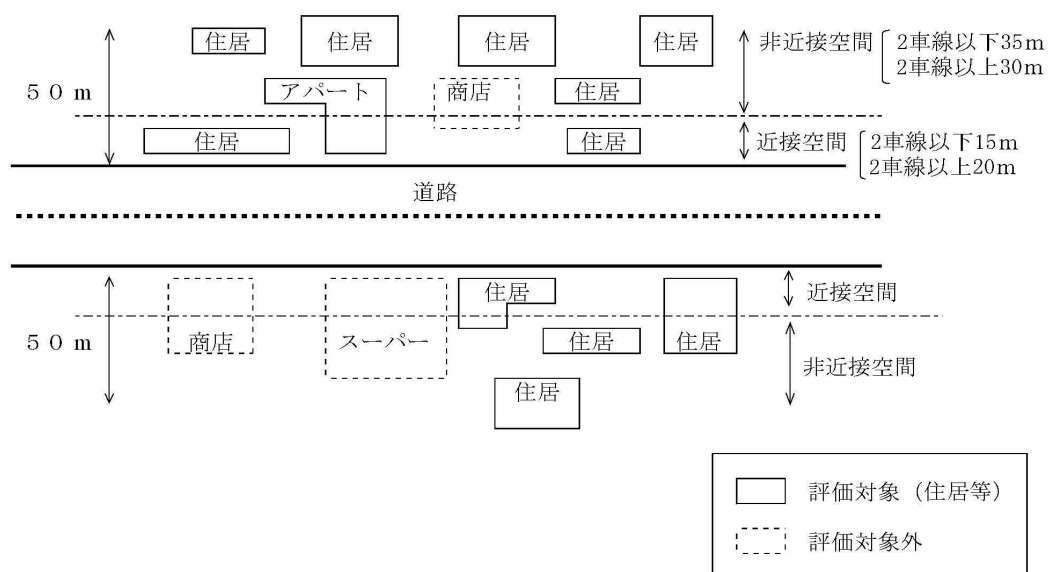
地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

幹線交通を担う道路に近接する空間

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
(備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

別添資料2

面的評価を行う範囲



面的評価は道路端から50メートルにある住居等を対象とし、評価区間は、自動車の運行に伴う騒音がおおむね一定とみなせる区間に分割します。

幹線交通を担う道路に近接する空間は、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路端から15メートル、2車線を越える車線を有する道路の場合は道路端から20メートルまでの範囲とします。